

古賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

【目的】

古賀市では、古賀市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定を検討していることから、その内容について、広く市民の皆様からご意見を伺いたくパブリックコメントを実施します。

※ 古賀市長等の範囲

市長、副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、市職員

【条例制定の趣旨】

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、条例において、市長等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされました。

この法改正を受けて、本市における市長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定を整備するため、本条例を制定しようとするものです。

□地方自治法（抜粋）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2・3 略

【条例案の内容】

条例で定める額（市長等が賠償の責任を負う額）は、市長等の基準給与年額に次の表の区分に応じた係数を乗じた額とします。

区分	係数
市長	6
副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員	4
農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員	2
市職員	1

※ 条例で定める額（市長等が賠償の責任を負う額）は、政令で定める基準を参酌することとされており、本市では政令で定める基準のとおりとしています。

(政令で定める基準)

基準給与年額 × 区分に応じた係数(上記の表と同じ)

(基準給与年額)

損害賠償責任の原因となった行為の日を含む会計年度に支給される報酬又は給与(扶養、住居、通勤、単身赴任手当を除く。)

□地方自治法施行令(抜粋)

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等(以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地方警務官(警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。)以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任(以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。)の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項若しくは第四項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 六

ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 四

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 二

ニ 普通地方公共団体の職員(地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。) 一

(2) 略

2 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

(2) 略

3・4 略

【(参考) 条例案適用後の賠償額の考え方】

住民訴訟等の判決により
賠償責任を負う額

—

【条例で定める額】
市長等が賠償の責任を負う額

=

免責される額